

キャッシュカード（ローン兼用）規定 新旧対比表

変更前	変更後
第2条（カードの利用） カードローン取引および普通預金取引（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）について発行したローンカードは、次の場合に利用することができます。 1. 当行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用して、当座貸越金（以下「貸越金」という。）の返済または預金の預入れをする場合。 2. 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して、貸越金の借入れまたは預金の払戻しをする場合。 3. 当行および提携先の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して、貸越金の借入れまたは預金の払戻しをし、その貸越金または払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。ただし、提携先の振込機によっては、ローンカードにより、振込をすることができない場合もあります。	第2条（カードの利用） カードローン取引について発行したローンカードは、次の場合に利用することができます。 1. 当行および当行が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携先」という。）の自動機を使用して、当座貸越金（以下「貸越金」という。）の返済をする場合。 2. 当行および提携先の自動機を使用して、貸越金の借入れをする場合。 3. 当行および提携先の自動機を使用して、貸越金の借入れをし、その貸越金を振込資金として振込を依頼する場合。ただし、提携先の自動機によっては、ローンカードにより、振込をすることができない場合もあります。 4. その他当行が定めた取引を行う場合。
第3条（預金機による貸越金の返済または預金の預入れ） ①預金機を使用して貸越金を返済または預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にローンカードまたは通帳を挿入し、預金を投入して操作してください。 ②預金機による貸越金の返済または預金の預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの返済または預入れは、当行所定の枚数の範囲内とします。	第3条（自動機による貸越金の返済） ①自動機を使用して貸越金を返済をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。 ②自動機による貸越金の返済は、自動機の機種により当行（提携先の自動機使用の場合は、その提携先）所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの返済は、当行（提携先の自動機使用の場合は、その提携先）所定の枚数の範囲内とします。
第4条（支払機による貸越金の借入れまたは預金の払戻し） ①支払機を使用して、貸越金の借入れまたは預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。 ②支払機による貸越金の借入れまたは預金の払戻しは、支払機の機種により当行（提携先の支払機を使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの貸越金の借入れまたは預金の払戻しは、当行（提携先の支払機を使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。 ③支払機により、貸越金の借入れまたは預金の払戻しをする場合に、貸越金の借入金額または預金の払戻金額と後記第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、貸越金として借入れすることのできる金額または預金から払戻しすることのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、その借入れまたは払戻しはできません。	第4条（自動機による貸越金の借入れ） ①自動機を使用して、貸越金の借入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合は、当座貸越兼普通預金払戻請求書の提出は必要ありません。 ②自動機による貸越金の借入れは、自動機の機種により当行（提携先の自動機を使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの貸越金の借入れは、当行（提携先の自動機を使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。 ③自動機により、貸越金の借入れをする場合に、貸越金の借入金額と後記第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、貸越金として借入れすることのできる金額をこえるときは、その借入れまたは払戻しはできません。
第5条（振込機による振込） 振込機を使用して振込資金を、カードローン口座からの振替により借入れまたは預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越金の借入れについては、当座貸越兼普通預金払戻請求書または通帳および普通預金払戻請求書の提出は必要ありません。	第5条（自動機による振込） 自動機を使用して振込資金を、カードローン口座からの振替により借入れ、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越金の借入れについては、当座貸越兼普通預金払戻請求書の提出は必要ありません。
第6条（支払機利用手数料） ①支払機を使用して、貸越金の借入れまたは預金を払戻す場合には、当行および提携先所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」という。）をいただきます。 ②支払機利用手数料は、貸越金の借入れ時または預金の払戻し時に、当座貸越兼普通預金払戻請求書または通帳および普通預金払戻請求書なしで、貸越金の借入れの場合にはそのカードローン口座にて自動的に貸越を行ったうえ支払うものとし、預金の払戻しの場合にはその預金口座から自動的に引落しのうえ支払うものとし、なお提携先の支払機利用手数料は、当行から提携先に支払います。	第6条（自動機利用手数料） ①自動機を使用して、貸越金を借入れる場合には、当行および提携先所定の自動機利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。 ②自動機利用手数料は、貸越金の借入れ時に、当座貸越兼普通預金払戻請求書なしで、そのカードローン口座にて自動的に貸越を行ったうえ支払うものとし、なお提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
第7条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）	削除

第8条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い） ①停電、故障等による預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でローンカードにより貸越金の返済または預金の預入れをすることができます。 ②停電、故障等により当行の支払機が停止し、その取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行国内本支店の窓口でローンカードにより貸越金の借入れまたは預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはできません。 ③前項による貸越金の借入れまたは預金の払戻しを受けた場合には、当行所定の当座貸越兼普通預金払戻請求書または普通預金払戻請求書に住所、氏名、電話番号、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。 ④停電、故障等により当行の振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を行うことができます。	第7条（自動機故障時等の取扱い） ①停電、故障等による自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でローンカードにより貸越金の返済をすることができます。 ②停電、故障等により当行の自動機が停止し、その取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行国内本支店の窓口でローンカードにより貸越金の借入れができます。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはできません。 ③前項による貸越金の借入れを受けようとする場合には、当行所定の当座貸越兼普通預金払戻請求書に住所、氏名、電話番号、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。 ④停電、故障等により当行の自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を行うことができます。
第9条（ローンカードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）	削除
第10条（ローンカードの紛失、届出事項の変更等） ①ローンカードを失った場合には、直ちに本人から書面によってローンカード発行店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにローンカードによる貸越金の借入れおよび預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 ④ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	第8条（ローンカードの紛失、届出事項の変更等） ①ローンカードを失った場合には、直ちに本人から書面によってローンカード発行店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにローンカードによる貸越金の借入れ停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 ④ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。
第11条（暗証照合等） 当行がローンカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたローンカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して貸越金の貸出しまたは預金の払戻しを行ったうへは、ローンカードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この貸出しまたは払戻しが偽造カードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について、借主または預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。	第9条（暗証照合等） 当行がローンカードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたローンカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して貸越金の貸出しを行ったうへは、ローンカードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この貸出しが偽造カードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について、借主の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
第12条（支払機・振込機への誤入力等） 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額・口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。	第10条（自動機への誤入力等） 自動機の使用に際し、金額・口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
第13条（ローンカードの有効期間）	第11条（ローンカードの有効期間）
第14条（解約等） ③次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、ローンカード発行店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 - 第18条に定める規定に違反した場合。 - 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。	第12条（解約等） ③次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、ローンカード発行店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認でき、当行が適当であると認めた時に停止を解除します。 - 第15条に定める規定に違反した場合。 - 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。
第15条（暗証の管理、ローンカードの保管等）	第13条（暗証の管理、ローンカードの保管等）
第16条（1日の預金払戻限度額）	削除

第17条（1日の貸越金借入限度額）	第14条（1日の貸越金借入限度額）
①支払機を使用して貸越金の借入れをする場合の「1日あたりの現金借入限度額」は、使用する支払機が当行の支払機であるか提携先の支払機であるかにかかわらず「200万円」といたします。ただし、カードローン取引による当座貸越につき「200万円」未満の貸越極度額が定められている場合には、貸越極度額を「1日あたりの現金借入限度額」とします。 ②提携先の振込機を使用して振込資金を、カードローン口座からの振替により借入れ、振込をする場合の借入限度額は、前項の借入限度額に含まれます。 ③当行の振込機を使用して振込資金を、カードローン口座からの振替により借入れ、振込をする場合の「1日あたりの借入限度額」は、第1項および前項の借入金額と合算で「500万円」といたします。ただし、カードローン取引による当座貸越につき「500万円」未満の貸越極度額が定められている場合には、貸越極度額を「1日あたりの借入限度額」とします。	①自動機を使用して貸越金の借入れをする場合の「1日あたりの現金借入限度額」は、使用する自動機が当行の自動機であるか提携先の自動機であるかにかかわらず当行所定の金額といたします。 ②提携先の自動機を使用して振込資金を、カードローン口座からの振替により借入れ、振込をする場合の借入限度額は、前項の借入限度額に含まれます。
第18条（譲渡、質入れ等の禁止）	第15条（譲渡、質入れ等の禁止）
第19条（規定の適用）	第16条（規定の適用）
この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、カードローン取引規定および振込規定により取扱います。	この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、カードローン取引規定、振込規定および キャッシュカード規定 により取扱います。
	第17条（規定の変更）
	本規定の内容を変更する場合には、あらかじめその内容および変更日を銀行所定の方法により掲示するものとし、変更日以降は変更内容により取り扱うものとします。